

# 資産形成の機能を備えた 大型保障プランです



長期平準定期保険（H19）

非喫煙者の方



非喫煙保険料率適用あり

喫煙者の方



標準保険料率適用

# リスクマネジメントプラン

## 3つのPoint

### 1 大型保障で、企業とご家族を守ります。

- ・経営者や役員が死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときの事業保障資金として ※運転資金、債務返済、従業員への給与など
- ・死亡退職金・弔慰金の財源として ※ご家族の生活資金や教育費、遺産分割資金など
- ・事業承継問題の解決資金として ※オーナー所有不動産の買い取りなど

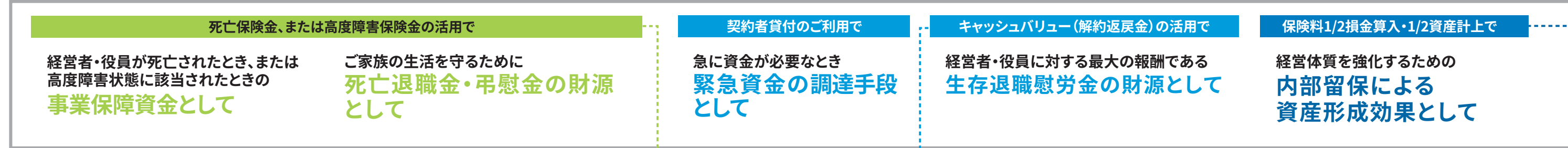
### 2 キャッシュバリュー(解約返戻金)をさまざまな資金として有効活用できます。

- ・緊急資金がご入用のとき
- ・ご勇退時にお受け取りになる生存退職慰労金の財源として

### 3 低解約返戻金特則を付加されたり、非喫煙保険料率が適用される場合は、割安な保険料でご契約できます。

- ・低解約返戻金特則を付加した場合、低解約返戻金期間中の解約返戻金は、通常の解約返戻金額に低解約返戻金割合を乗じた金額となります。解約返戻金が所定の期間低くなるため、その分保険料は低く抑えられます。
- ・保険料率には「非喫煙保険料率」と「標準保険料率」があります。

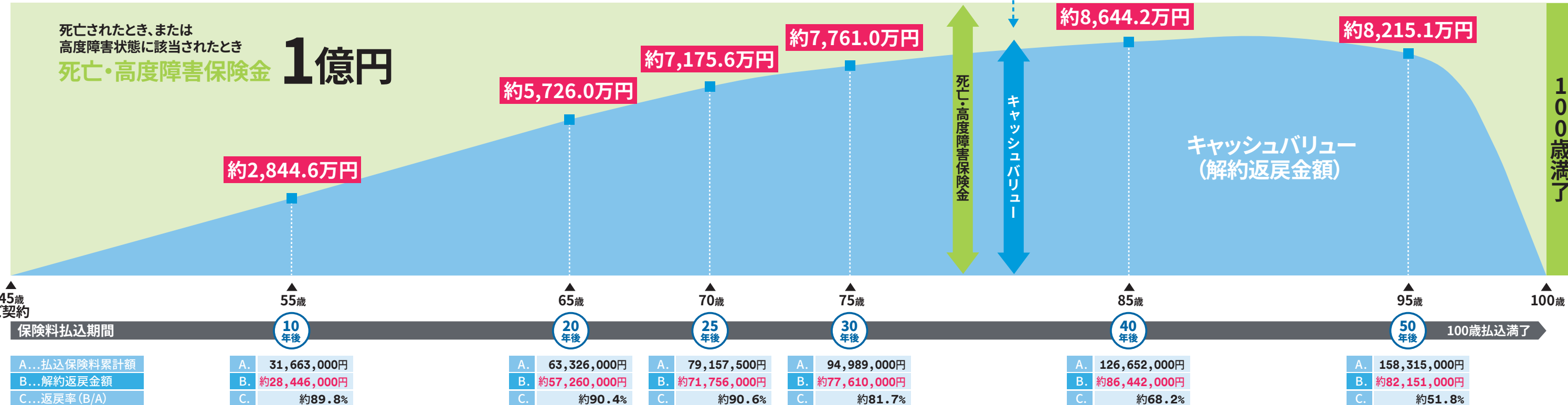
## 安定した会社経営のために、リスクマネジメントの一助として



### ご契約例 長期平準定期保険(H19)

被保険者…… 契約年齢45歳男性  
 保険期間…… 100歳満了  
 保険料払込期間… 100歳払込満了(全期払)  
 低解約返戻金特則なし

保険金額…… 1億円  
 年払保険料… 3,166,300円 **非喫煙保険料率**  
 契約形態…… 契約者・受取人:法人/被保険者:経営者または役員



※ご契約例の数値(解約返戻金など)は経過年数末日のものです。  
 ※ご契約から経過期間によっては、払込保険料累計額が保険金額を上回ります。

## 支払保険料の税法上の取り扱いについて

保険料の1/2が損金算入できます(保険期間の当初6/10の期間)

※この商品でお取り扱いするプランはすべて、保険料の1/2損金算入が可能な税法上の区分に該当します。

### 保険料の損金算入時期

左記のご契約例 [契約年齢:45歳男性/保険期間:100歳満了/保険料払込期間:100歳払込満了(全期払)/年払保険料:3,166,300円]の場合

#### 保険期間の当初6/10の期間の払込保険料

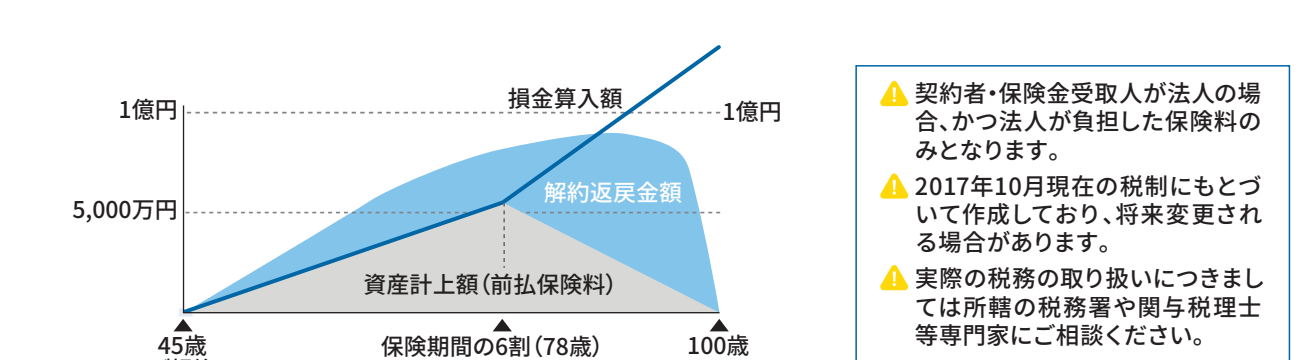
項目	1年目～33年目(33年間)の経理処理
保険料の1/2が損金算入(支払保険料)、残りの1/2が資産計上(前払保険料)となります。	支払保険料 1,583,150円 前払保険料 1,583,150円
現金・預金	3,166,300円

#### 保険期間の残り4/10の期間の払込保険料

項目	34年目～55年目(22年間)の経理処理
①保険料の全額が損金に算入となります。 ②33年間(保険期間の当初6/10の期間)の資産計上額を残り4/10の期間で按分し、毎年損金算入します。	支払保険料 5,541,025円 前払保険料 2,374,725円
現金・預金	3,166,300円

※上記の経理処理は、「昭和62年6月16日直法2-2(例規)(平成8年7月4日課法2-3(例規)により改正、平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正)」を参照しています。

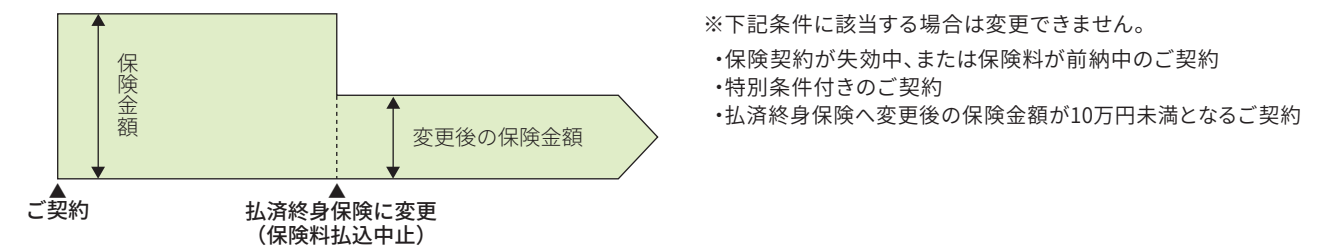
### 解約返戻金額と損金算入額・資産計上額の関係(イメージ図)



## 保険料の払い込みを中止して払済終身保険に変更できます。

変更した場合、保険金額は少なくなりますが、保険期間は終身になります。

保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに計算されます。



# 年払保険料表

保険金額:1億円/保険期間:100歳満了/保険料払込期間:100歳払込満了(全期払)/低解約返戻金特則なし

単位:円

非喫煙保険料率		契約年齢(歳)	標準保険料率	
男性	女性		男性	女性
2,268,200	2,087,400	31	2,343,300	2,136,700
2,316,300	2,127,300	32	2,395,000	2,177,800
2,365,600	2,168,400	33	2,447,800	2,221,200
2,417,300	2,211,800	34	2,503,000	2,267,000
2,471,300	2,257,600	35	2,560,500	2,314,000
2,527,600	2,303,400	36	2,621,500	2,360,900
2,586,300	2,351,500	37	2,683,800	2,411,400
2,648,500	2,402,000	38	2,749,500	2,464,200
2,711,900	2,453,700	39	2,817,600	2,518,200
2,778,900	2,508,800	40	2,889,200	2,575,800
2,850,500	2,565,200	41	2,965,500	2,634,500
2,924,400	2,623,900	42	3,044,200	2,695,500
3,000,700	2,684,900	43	3,126,400	2,760,100
3,080,600	2,749,500	44	3,213,200	2,827,000
3,166,300	2,816,400	45	3,303,600	2,896,300
3,255,500	2,885,700	46	3,398,700	2,970,200
3,349,400	2,958,500	47	3,498,500	3,046,500
3,448,000	3,036,000	48	3,603,000	3,126,400
3,550,200	3,114,600	49	3,714,500	3,210,900
3,660,500	3,198,000	50	3,830,800	3,297,800
3,775,600	3,286,000	51	3,954,000	3,390,500
3,896,500	3,377,600	52	4,083,200	3,486,800
4,024,500	3,475,000	53	4,221,700	3,587,700
4,161,800	3,577,200	54	4,366,100	3,695,800
4,306,200	3,685,200	55	4,521,100	3,809,600
4,457,700	3,797,900	56	4,683,100	3,929,400
4,622,000	3,918,800	57	4,858,000	4,056,200
4,795,800	4,046,800	58	5,043,500	4,191,200
4,981,300	4,183,000	59	5,241,900	4,334,400
5,179,700	4,327,400	60	5,454,400	4,489,400
5,403,900	4,492,900	61	5,695,100	4,663,100
5,645,800	4,667,800	62	5,953,400	4,849,800
5,906,400	4,855,700	63	6,232,800	5,048,200
6,184,600	5,055,200	64	6,533,300	5,261,900
6,485,200	5,271,300	65	6,857,300	5,490,800
—	—	66	7,206,000	5,736,200
—	—	67	7,585,200	6,001,500
—	—	68	7,994,900	6,287,900
—	—	69	8,438,700	6,599,100
—	—	70	8,922,400	6,937,200
—	—	71	9,311,000	7,197,800
—	—	72	9,732,500	7,480,700
—	—	73	10,189,100	7,787,100
—	—	74	10,689,300	8,121,700
—	—	75	11,232,800	8,484,500

※この表に記載されていないプラン・契約年齢・保険料払込方法などについては、担当者までお問い合わせください。



**たばこを吸わない方、ご注目ください。  
保険料が安くなる可能性があります。**

保険料率には「非喫煙保険料率」と「標準保険料率」があります。

以下に当てはまる方は、保険料がお安くなる非喫煙保険料率でお申し込みいただける可能性がありますので、ご確認ください。

1. 26歳以上65歳以下の方
2. 過去2年以内に喫煙をされていない方

# ぜひ、ご一読ください。規約のいろいろ。

## 保険期間

100歳満了

## 保険料払込期間

保険料払込期間は、保険期間と同じ100歳までの全期払となります。

※詳細は、担当者までお問い合わせください。

## 保障(責任)の開始

責任開始時(第1回保険料の領収または告知のいずれか遅い時)から保障を開始します。

## 支払事由

保険金の種類	支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当された時から保険契約は消滅したものとします。

## 他の個人保険への変更について

責任開始の日からその日を含めて2年を超えて被保険者であった方は、解約の日から1ヵ月以内であれば、主契約の死亡保険金額を限度として、当社の定める取扱いの範囲内で他の個人保険に変更することができます(告知書の提出、医師の診査は不要です)。

変更後の契約に特約を付加する場合、医師による診査や告知書の提出が必要になることもあります。

## 解約と解約返戻金について

この保険では、低解約返戻金特則の付加を選択できます。

### 【低解約返戻金特則を付加しない場合】

経過期間に応じて所定の解約返戻金があります。

### 【低解約返戻金特則を付加した場合】

解約返戻金の水準を低く設定している期間を低解約返戻金期間といいます。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、通常(この特則を付加しない場合)の解約返戻金に低解約返戻金割合を乗じた額となります。解約返戻金が所定の期間低くなるため、その分保険料は低く抑えられます。

低解約返戻金期間は、契約者をご契約時に選択することができます。

低解約返戻金期間経過後、低解約返戻金期間の翌保険年度に属する最初の保険料の払い込みがある場合には、通常の解約返戻金と同額を受け取れます。

## ご契約上の注意

- ・ご契約からの経過期間によっては、払込保険料累計額が保険金額を上回ります。
- ・低解約返戻金特則を付加する、しないにかかわらず、保険期間満了時に返戻金はありません。
- ・この保険に満期保険金、契約者配当はありません。

## ご契約後のサービス **MetLife Club** メットライフ クラブ

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。

商品付帯サービスと会員登録制サービスで構成されています。

### 商品付帯サービス

- ・健康生活ダイアル24
- ・セカンドオピニオンサービス
- ・ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービス など

### 会員登録制サービス

- ・優待・割引・特典サービス

詳細はメットライフクラブのホームページでご確認ください。

<http://www.metlife.co.jp/customer/support/metlifeclub/>

※上記URL、もしくはこちらからアクセスしてください ▶



・これらのサービスは2017年10月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。・これらのサービスは、メットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。・利用の際には諸条件があり、ご要望に添えない場合があります。・サービスに利用料金が生じる場合はご利用者のご負担となります。・サービスによっては、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ先/担当者

引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社  
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3  
[www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp)